

No.	Question	Answer
① 地域のMICE誘致強化促進事業		
1	「①開催地での実施事業」と「②開催地以外の地域での実施事業」の違いは何か。	事業②は、開催地を含む3都府県以上(北海道・沖縄については3都市以上)が申請主体となる必要がある。また、上限額2,000万円、事業①と異なり自己負担割合はない。加えて、MICE開催地の周辺地域における魅力向上及び機運醸成が目的であることから、開催地以外での参加者の宿泊を前提とした企画であることが申請要件となる。
2	実際の国際会議開催時での実証が可能ということだが、実際のミーティング・インセンティブ旅行での実証も可能か。その場合、国際会議のように要件はあるか。	応募要領に記載している国際会議での実証のほか、実際のミーティング・インセンティブ旅行においての実証も可能。ミーティング・インセンティブ旅行の場合は日数・参加者数などの要件はない。但し、海外から招請した者への実証事業開催地までの交通及び宿泊費は事業負担費に含まない。 なお、国際会議及びミーティング・インセンティブ旅行での実証では、あくまでもモニターとしての立場での参加となるため、どのような立場の参加者であっても観光庁・事務局が定める事項についてのフィードバックが必須。
3	国際会議について民間企業や業界団体が主催する国際会議は含まれるか。	含まれる。
4	申請主体について、提案時点では設立見込みの状態でもよい。その場合、選定後いつまでに正式に設立する必要があるか。	提案時点では設立見込みでも構わないが、事業予算確保が担保されており、事業選定後に提案内容とかけ離れた構成とならないよう十分に注意ありたい。
5	申請主体における事業者間の契約締結等は必要か。	契約締結を書面で証明する必要はない。
6	自己負担に関して、施設運営事業者の施設利用料の割引や免除を受けた場合、自己負担部分の金額に組込むことができるか。	組み込むことは可能。なお、自走化につなげるため「2割負担」としている。
7	経費予定額については事業計画提出時は概算で問題ないか（見積書の提出は不要か）。	採択後に実証内容・計画ともに再度精査することで内容が変わりうるため、申請時点では見積書の提出は不要。 なお、概算で記載していた事項を必ずしも経費として認めるわけではなく、本実証をより良いものとするために観光庁及び事務局より調整を入れることがある。
8	申請した内容で実行したいが可能か。	事業採択後に、その事業における課題・強み、中長期戦略をもとに専門家・有識者の意見を踏まえながら再度検討し直す前提。その後、観光庁・事務局と協議して決定したもののみ実証事業となる。
9	説明会は実施するのか。	予定はない。不明な点等は個別にMICE室までメールでご相談いただきたい
10	「1つの申請主体につき、応募は1件まで」との事だが、1つのCB等が複数の申請主体に属し、複数の提案に参加する事は可能か。	地域毎に「MICE開催地」として考えていただいた上で申請主体を形成頂きたい。 同一地域での複数申請は認めていないので地域内でよく調整の上申請ありたい。
11	国や都道府県で、同一の内容に関して助成を受ける事は、自主財源とはならないかもしれないが、本事業のプログラムから派生させた別の企画コンテンツを開発し、その内容の趣旨が異なり、異なる省庁から別の助成を受ける等と言った場合、この助成は自己負担と勘案される可能性があるか。	今後の自走化を考慮して自己負担を求めており、他省庁からの助成では自走化に繋がると考えにくいため勘案しない。
12	MICE開催地での実証事業の総事業費が1500万円の場合、観光庁支出が1000万円(上限いっぱいでの支援)、自己負担が500万円という考え方でよろしいか。	自己負担が2割以上が条件なので自己負担は200万円でも可能。事業効果拡大のために質問の額500万円を負担いただくのはもちろん歓迎する。

13	観光庁WEBサイトに掲載されているPowerPoint資料内の「①開催地での実施事業」について、事業例として「実際の国際会議の期間中に実施」との記載がある一方で、公募要領には「国際会議との連携」は必須の条件にはなっていないように読み取れたのだが、どのように理解すればよいか。	実際の国際会議期間中の事業実施が最も効果的という事業例の紹介であり、「国際会議との連携」が必須の条件という訳ではない。
14	沖縄や北海道の場合、「3都市以上の連携が必要」とあるが、これは例えば沖縄県内の都市間での連携も可能か。それとも、県外の都市を含む連携が必須要件となるのか。	沖縄や北海道の場合、「3都市以上」を条件としており、例えば沖縄県内の市町村間での連携は可能。また、都道府県をまたぐ3自治体以上での連携も可能。
15	「事業を実施しようとするエリアにおける基本情報（MICE実績、地域の課題と強み、KGI・KPI等）」の項目において、地域ごとに内容が異なる場合は、申請主体となる地域単位でそれぞれ記載すべきか。	地域単位で記載をされたい。
16	ユニークベニュー施設に関する記載で、深夜利用の調整が可能、という記載があるが、深夜利用とは何時頃のことを指しますのか。	具体的な時間を指定しているわけではなく、イベントやレセプション会場として利用する際、夜の時間帯での利用もあるため、それを想定した時間帯とお考えいただきたい。また、新規性のある取組の時間帯として”早朝”も含めて検討されたい。
17	今回申請する事業は、特定の学会を活用させていただくため、自己負担は学会にお願いする予定。 そのため、協議体に学会にも参画していただくことになるが、次年度以降は別の学会で活用いただくようなプログラムを想定しているため、協議体は単年度のものになるが、申請は可能か。	申請可能。次年度以降は、是非別の学会でご活用いただきたい。
18	Ⅱ 募集内容【留意事項】に、「実際の国際会議開催時での実施を想定している場合につきましては、～（略）お願いします。（採択後に内容等を調整いたしますので、地域の採択＝当該国際会議で実施するという保証はございませんので予めご了承ください。）」との記載があるところ、採択後に国際会議が変更となった場合、申請主体の構成員を変更することは可能か。 例）申請時にA市で開催される国際会議を想定し、本県及びA市の関連機関で申請主体を構成。 →採択後、B市で開催される国際会議に変更となった場合、本県及びB市の関連機関で申請主体を構成。	採択後に国際会議が変更となった場合、申請主体の構成員を変更することは可能。なお、計画時の国際会議から別の会議に変更するに当たっては、個別に判断が必要。

19	民間企業でも申請可能か。また企業大会や団体大会などでも申請可能か。	民間企業でも申請は可能だが、公募要領にも記載しているとおり、3種以上の機関で1つの申請主体を構成し、連携体制を構築することが必要。申請主体の代表は、CB、DMO、地方自治体のいずれかとし、地方自治体の参画は必須。 本事業は、MICEの誘致・開催を促進するための事業であり、企業大会や団体大会は、本事業の概要・目的から外れた内容となるため、申請不可。 対象となるのは、地域の課題や強みに基づいた新規性のある取組であり、既に実施されているものと同様の内容は対象外。具体的な内容としては、新しいユニークベニューの開拓や地域の産業資産を活かした体験型コンテンツの開発、最新テクノロジーの活用など。モニターツアーを実施する場合には、海外の目線を持つ参加者からのフィードバックを得ることが必須条件。 ※「MICE」とは、企業系会議（M：Meeting）、企業の報酬旅行（I：Incentive Travel）、国際会議（C：Convention）、展示会・見本市・イベント等（E：Exhibition / Event）の総称
20	既存のイベントについて、本事業の対象となるのか。	既存イベントを開催することのみで本事業を活用することは不可。事業として必要になる要件は質問番号「19」を確認されたい。
21	新規ユニークベニューの開拓や利用形態として初の試み、再開発には、「最低でも20名以上の人数が体験可能なものであること」という条件は含まれるのでしょうか。	含まれる。
22	大型スポーツ大会も対象となるのか。	対象となる。 ただし、本事業の趣旨や事業内容を充分ご理解いただき、単なる大会開催支援策にならないようご留意いただきたい。
23	事業終了後の事業経費の振り込み先は、代表機関宛てとなるでしょうか。もしくは、代表機関以外を振り込み先としてご依頼してもよろしいでしょうか。 また、複数の振込先とそれぞれの振込金額を指定することは可能ですでしょうか。	事業終了後の事業経費の振込先は、代表機関もしくは申請主体のいずれかの団体・組織とされたい。 また、複数の振込先とそれぞれの振込金額を指定することはできない。
24	「3都府県以上で事業を営んでいる団体等が申請主体として入っており、かつそれぞれの都府県で実施する企画」であれば、満たすことが可能という理解でしょうか。 (各都府県の自治体が必須でしょうか。)	申請主体を構成する団体や組織が開催地を含む3都府県以上(北海道・沖縄については3都市以上)で構成され、連携体制を構築することが必要。また、事業実施後も継続的にMICEを推進していく観点から、 地方自治体の事業参画は必須 とする。
25	申請主体の代表は、CB、DMO、地方自治体のいずれかとありますが、費用の支払いにあたっては、申請主体に属する旅行会社が支払うことができますか。可能な場合で、企画運営を申請主体に属する旅行会社が行う場合、その費用に対して領収書の発行の必要がありますか。 例) 旅行社Aが会計を担当し、且つ企画運営を行う場合、観光庁へ費用請求にあたっては、旅行社Aの発行する領収書の発行が必要ですか。	可能。 領収書を発行する必要がある。
26	経費において、委託費、人件費は計上できますか。	計上が可能。
27	観光庁・事務局との窓口は、申請主体の代表者以外の構成連携事業者が行うことができますか。	可能。

28	窓口の一元化とは、エクスカージョンやコンテンツの販売窓口という意味でしょうか。	採択された地域として、タリフやプロモーションツールの作成や販売などをバラバラに行なうのではなく、協力連携し誘客に繋がる取組を行なうための一元化と認識されたい。
29	人件費の計上にあたっての従事者の時間単価計算の提出物は何か必要でしょうか。	採択後、事務局と通じて定型の精算書一式を案内する予定。その精算書類の提出の際に、根拠となる資料として労働時間記録表または、それに準ずる根拠資料の提出を求める。
30	事業のすべてを申請主体を形成する関連事業者に委託することができますか、もしくは、事業のすべてを申請主体に属さない関連事業者に委託することができますか（費用支払い、自己負担金を含む）。	できない。
31	対象外となる経費に「申請主体の会食費、飲料代」とありますが、エクスカージョンに申請主体の大学OR 研究機関のメンバーが参加する場合、昼食や夕食、ランチミーティングの飲食は申請できませんか？	対象外となる経費に記載している「申請主体の会食費、飲料代」とは、実証事業以外の部分でのことを示す。実証事業の中でエクスカージョンが行なわれるのであれば、そこに参加する申請主体の大学または、研究機関のメンバーの会食費や飲食代は対象内となる。
32	申請主体を3種類以上の期間で1つの申請主体を構成し、、、とありますが、契約はコンソーシアム協定書でおこないますか？	協定書に限らずどのような形とするかは求めない。申請主体の構成者間で協議ありたい。
33	申請主体は、自治体やビューロー、DMOで構成しながら、経費負担を学会に求めるといった形も可能でしょうか。その場合、ご支援いただく経費の振込先は学会となります。	原則として、振込先は主たる申請者（又は申請主体として定める単一団体）とする。
34	類型①について、2つのイベントを1つの申請として提出することは可能でしょうか。2つが全く別の催しなら不可、2つが相互に関連しており一体として効果を発揮するなら可、など、可否を教えてください。	可能。別の催しでも可だが、複数の事業を実施することによる相乗効果が生まれることが望ましい。
35	観光庁WEBサイトで公表されている質問13の回答において、「①開催地での実施事業」については、「「国際会議との連携」が必須の条件という訳ではない」とご回答されていますが、これは「②開催地以外での実施事業」も国際会議や国際イベントとの連携が必須の条件という訳ではないという理解でよろしいでしょうか。 (もし上記記載の理解でよい場合、) 公募要領4ページに記載された「(※)事業②については、開催地を含む3都府県以上で開催し、開催地以外での参加者の宿泊を前提とした企画であることが申請要件となります。」との記載における「開催地」については、例えばMICE商品造成を目的とする事業の場合、MICE商品においてMICE実施しようとする場所を「開催地」と読み替えるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通り。
36	観光庁WEBサイトで公表されているPowerPoint資料の記載について、「②開催地以外での実施事業」について、MICE商品造成を目的とする場合には期間前実施可」との記載がありますが、これは、MICE商品造成を目的とする場合は、特定の国際会議と連携する場合、その期間前に実施することが可能という意味であり、国際会議と連携しない場合、期間は不問という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通り。
37	エクスカージョンの実施にあたっては、旅行業の資格を持っている事業者が実施する必要がありますか。	バス等での移動や宿泊が伴うエクスカージョンを事業提案に組み込む場合には、有資格業者による実施を前提とすること

38	<p>応募件数について</p> <p>「1つの申請主体につき、応募は類型ごとに1件までとします。」との記載があります。以下のように構成員が一部重複している申請主体については、どのような理解をすればよろしいでしょうか。</p> <p><例></p> <p>申請主体1 A県+Bコンベンションビューロー+C社⇒事業①に申請</p> <p>申請主体2 D市+Bコンベンションビューロー+E社⇒事業①に申請</p> <p>この場合、Bコンベンションビューローは2つの申請主体に属していますが、それぞれの申請主体が事業①に応募することは可能でしょうか。または重複とみなされますでしょうか。</p>	一部重複も可。
39	<p>実行委員会形式での申請について</p> <p>申請主体について、申請条件を満たす3種類以上の機関で構成し、実行委員会形式で申請をすることは可能でしょうか。</p> <p><例></p> <p>代表：A県</p> <p>構成員：Bコンベンションビューロー、C社、D観光協会</p> <p>上記4者で実行委員会を設立し、申請をすることは可能でしょうか。経費は、A県及びD観光協会が負担金として実行委員会へ納めることを想定しています。</p> <p>(事業終了後の事業経費の振込先は、実行委員会を想定)</p>	実行委員会形式での申請も可能。
40	<p>申請主体は当法人を代表として市、大学等で申請を予定しておりますが、申請団体として協議会等の設立は必須でしょうか。参画団体の合意があれば当法人名を申請団体とすることは可能でしょうか。</p>	協議会等の設立は必須ではない。参画団体の合意があれば該当する法人名を申請団体とすることは可能。
41	<p>事業内容例として記載のある「最先端テクノロジー」の一例はございますでしょうか。</p>	イベントデータ分析やIoT・RFID活用、テクノロジーを用いて、紙の削減、CO2排出量計測など、環境負荷の少ないイベント運営(Sustainable MICE) など
42	<p>招聘に関わる旅費の精算には充当できない、という考えで正しいでしょうか？それとも旅費は対象となりますでしょうか？</p>	招聘に関わる旅費は対象外。
43	<p>国際会議の成果をPRする際に、媒体などへの出稿を考える場合、こうした広告・プロモーション費用等には充当できますでしょうか？</p>	実証事業の内容に絡めての広告・プロモーション費は充当可。
44	<p>オンラインでの事前説明会開催の予定はあるのか。</p>	開催の予定はない。
45	<p>申請主体は今年度だけでなく、継続して機能する協議会を考えています。この度、地域ならではの企画・実施を学会Aの中で考えています。構造としては、観光庁様の実証事業を協議会が企画し、賛同する学会Aで実施させていただくため、実証事業の費用や自己負担金は学会Aをお願いすることとなります。継続して機能する協議会は、次年度以降、学会Aではなく、学会Bで地域ならではの企画を提案する可能性があり、そのため、学会Aを協議会に構成員として入れることは考えておりませんでした。この場合、申請ができないということで間違いないでしょうか。</p>	ご認識の通り。

46	<p>外でのレセプションを考えています。 天候により実施ができなくなった場合、準備に掛かった費用やキャンセルに伴う費用について、対象となりますか。台風の場合、雨天の場合で異なるようでしたら、それぞれ教えてください。</p> <p>また、バックアップとして準備する会場については、経費の対象となりますか。バックアップ会場での内容が、外での会場の企画を踏まえたものであった場合、踏まえていないものであった場合、それぞれ教えてください。</p>	<p>天候によるリスク管理にかかる費用も対象。また、開催に当たり興行中止保険などに加入すると思うが、その費用も対象。</p>
47	<p>事業類型②「MICE開催地以外の地域での実施事業」について、当財団が音頭を取って進める場合、A市が必須に加え、B市役所（+B市コンベンションビューロー）、C市役所（+C市コンベンションビューロー）といったように、連携する先の自治体に関しても参画が必須ということで理解すればよろしいでしょうか？</p> <p>それとも、A市が参画されていれば、B市役所は必要なく、B市のコンベンションビューローでも良い（C市も同じく、C市のコンベンションビューローでよい）、と理解すればよろしいでしょうか？</p>	<p>事業類型②は、連携する3都府県以上(北海道・沖縄については3都市以上) それぞれの地方自治体の事業参画が必須。</p>
48	<p>事業の実施状況を動画として制作することが申請要件または実施必須事項となりますでしょうか。</p>	<p>必須事項ではない。</p>
49	<p>「国際MICEと関連性がない事業と判断したものについては経費の支出をいたしませんのであらかじめご了承ください」とありますが、MIを中心とした、事業を計画予定ですが、該当にあたりますでしょうか。主に美術館や神社を活用したユニークベニュー、街歩きのチームビルディングを予定しております。</p>	<p>該当にあたる。</p>
50	<p>実際にこれから実施するMICE案件のみの対象か？今後の取り組みのため、MICEプラン作成のためのモニターツアーや、広告物制作、海外での商談会は、対象になるのか。</p>	<p>今後の取組のための、MICEプラン作成のためのモニターツアーも対象。実証に関わる広告物の作成も対象。</p> <p>海外での商談会は対象外。</p>
51	<p>広告物や、MICEプラン造成のための、業務委託は、補助対象になりますか、</p>	<p>対象となる。</p>
52	<p>ポストツアーの前泊について 対象の国際会議が終了した翌日朝からのポストツアーを実施する場合、ポストツアー参加者の宿泊代として、前泊の宿泊代を経費に含めてよろしいでしょうか。</p>	<p>経費に含めてもよい。</p>
53	<p>過去の支援事業の活用状況について 申請書（エクセル）「■本事業における取組について」の「⑨過去の支援事業の活用状況」については、過去何年分を記載すれば良いでしょうか。</p> <p>また、観光庁による事業に他団体が申請し、協力したケースもあります。その場合は、支援内容の金額は不明となりますが、記載の必要はあるでしょうか。</p>	<p>過去5年分を記載。</p> <p>観光庁による事業に他団体が申請し、協力したケースについては、記載不要。</p>
54	<p>観光庁のロゴ等 対象の国際会議の主催者からの質問なのですが、採択された場合、該当国際会議のウェブサイト等に観光庁のロゴや文言等を掲載する必要はあるでしょうか。</p>	<p>掲載の必要はございません。</p>

55	<p>公募要領にある「事業実施後には、事務局が指定する様式にてアンケートによる効果調査検証等」について、今回、国際会議で本事業に申請する予定ですがアンケート調査について、採択された場合に下記のようにすることは可能でしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none">・参加者向けのアンケートをしたく、回収率を上げるために国際会議中にアンケート調査を実施する。・翌年度以降の取組に活用するため、アンケート内容は申請主体で作成する。	<p>参加者の負担も考慮すると、会議中に実施することも可能ではあるが、実証事業がどのタイミングで行われるかにもよるので、採択後要相談。</p> <p>アンケート内容は、基本的に申請主体が作成するが、実証事業に関わる部分は事務局と要相談。</p>
56	開催報告の際、学会の収支計算書も必要となりますか？	学会が開催する国際会議に付随し、観光庁の支援対象となる事業を実施する場合には必要。
57	申請主体に民間企業が入っていますが、その企業からの見積書は有効ですか？	有効と考えていただいて差し支えない。